

岩手県青少年問題協議会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岩手県青少年問題協議会設置条例（昭和 29 年岩手県条例第 40 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により岩手県青少年問題協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 協議会の会議は公開とする。

(会議の傍聴等)

第3条 傍聴に関する手続きは、「岩手県青少年問題協議会傍聴要領」とし、協議会場に掲示するものとする。

2 会長は、傍聴人に対して必要な指示をすることができる。

(意見の聴取)

第4条 会長は、議事に關係があると認めるものに対し出席を求め、その意見を聞くことができる。

(会議録の作成)

第5条 協議会は、協議会の議事について、そのつど会議録を作成するものとする。

2 前項の会議録には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 開催の日時及び場所

(2) 出席者の氏名

(3) 議事の概要

(4) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

3 第1項の会議録には、会議のつど会長の指名する 2 名の委員が署名するものとする。

4 会議録は公開とする。

附 則

この要領は、平成 10 年 12 月 21 日から施行する。